

環境まちづくり方針

様式2

平成 年 月 日 (年)	
吹田市長 あて	住所 吹田市桃山台二丁目5番13号 医療法人 高寿会 理事長 高津 信 電話 (06) 6381 - 3282
※注1 事業所	氏名
事業の名称 (仮称)医療法人 高寿会 有料老人ホーム新築工事	
対象事業区域	吹田市 古江台5丁目91番5
※注1 設計・代理者	住所 大阪市中央区北浜1丁目1番6号 氏名 佐藤工業株式会社一級建築士事務所大阪支所 伊藤喜夫 電話 (06) 6203 - 7225 (担当者:)
※注1 工事施工者	住所 大阪市中央区北浜1丁目1番6号 氏名 佐藤工業株式会社大阪支店 執行役員支店長 玉木芳和 電話 (06) 6203 - 7225
事業予定期間	平成 24 年 (2012 年) 3 月 15 日 から 平成 25 年 (2013 年) 1 月 31 日 まで
事業の規模	計画部分 既存部分 合計
	対象事業面積 3,404.40 m ² 0.00 m ² 3,404.40 m ²
	建築面積 1,099.59 m ² 0.00 m ² 1,099.59 m ²
	延べ面積 3,997.29 m ² 0.00 m ² 3,997.29 m ²
	最高の高さ 19.80 m m
	構造・階数 鉄筋コンクリート 造一部 鉄骨 造 地上 6 階・地下 0 階
事業の目的・内容	区分 ☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 新設 ☐ 増設
	☐ 土地区画整理事業 ☐ 市街化再開発事業
	☐ 宅地造成 ☐ 開発行為事業(目的:)
	☒ 建築物の新築又は増改築の事業 (☐ 工場・事業場 ☐ 住宅・共同住宅(戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☒ その他(: 有料老人ホーム))
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる
添付書類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車輛通行ルート図 ・その他必要と認める図書

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地



環境まちづくりの概要(1)

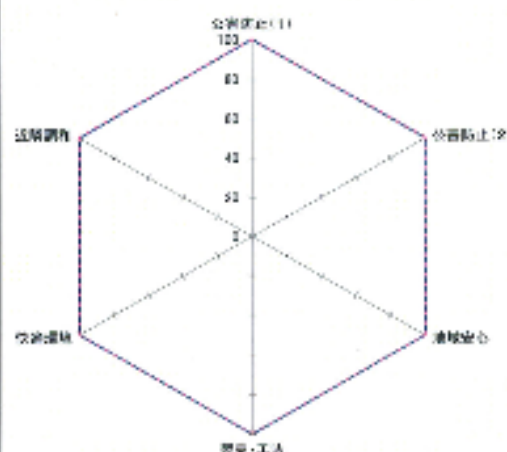
事業者の環境方針	出来る限り、近隣環境・地域環境・地球環境に配慮した工事計画とし、建物計画についても、環境配慮に留意した計画とします。
当該事業における環境まちづくり方針	地域環境に対して、安全第一とし、騒音・振動・粉塵等の低減を図った工法の選定・施工を目指します。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

$$\frac{\text{実施率}}{100} = \frac{\text{パーセント}}{\text{(小数点第2位以下切り捨て)}}$$

---: 方針(案), —: 方針



$$\frac{\text{実施する・一部実施するの項目数}}{\text{該当なしを除いた項目数}} = \frac{51}{51}$$

公害防止(1)	公害防止(2)	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
20	14	5	3	4	5
20	14	5	3	4	5

公害防止(1)	公害防止(2)	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
20	15	5	3	4	5
20	15	5	3	4	5

主な実施内容

グランドラインの設定や、敷地内の造成に利用する事により、ダンプトラックの交通量・処分土の量を軽減できる計画を検討する。

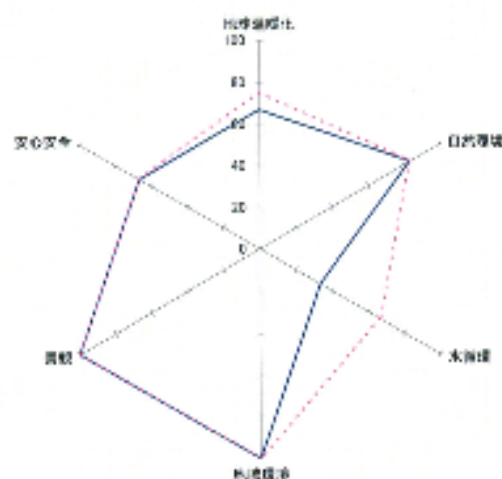
環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率 81 パーセント
(小数点第2位以下切り捨て)

実施する・一部実施するの項目数 = 30
該当なしを除いた項目数 37

---:方針(案), -:方針



地球温暖化	自然環境	水環境	地域環境	景観	安心安全
5	5	1	11	5	2
9	6	3	11	5	3

地球温暖化	自然環境	水環境	地域環境	景観	安心安全
6	5	2	11	5	2
8	6	3	11	5	3

主な実施内容

- (1)省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入 CO2削減量 t-CO2/年
導入内容 ※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

- (2)緑地面積 緑化率 25.0 % 条例基準分 25.0 %以上
実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

- (3)雨水利用 雨水貯留量 143.0 t うち雨水利用量 0.0 t

利用目的 ☐ 灌漑水やり ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他

- (4)上記以外の主な実施内容

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害の防止します。		
建設機械		
1 排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2 低騒音型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を使用します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り低騒音型の建設機械を使用します。
3 排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アイドリングの抑制を周知し、実施します。
4 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしの抑制を周知し、実施します。
5 工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6 一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、計画し工事の平準化を図ります。
7 機械類は適切に整備点検を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両		
8 燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9 大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府条例に基づく流入車規制を、遵守します。
10 工事関連車両であることを車両に表示します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。
11 工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12 建設資材の搬出入計画において、適切な車両を選定することで車両台数を抑制します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車両を選定することで車両台数を抑制します。
13 作業従事者の通勤、現場駐留などには、徒歩、自転車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り作業従事者の通勤、現場駐留などには、徒歩、自転車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14 ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限りダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15 周辺への土砂物じん飛散を防止するため、現場でタイヤ洗浄を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への土砂物じん飛散を防止するため、現場でタイヤ洗浄を行います。

取組事項		実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	工事関連車両を場外に待機させません。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用は必要最小限にします。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 騒音・振動等			
21	騒音性の高い仮囲いや防音シート・防音パネルを設置します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り騒音性の高い仮囲いや防音シート・防音パネルを設置します。
22	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト			
25	解体、掘削作業などの際には、散水を十分にを行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	掘削作業などの際には、散水を十分にを行います。
26	土砂などが露出して飛散のおそれがある場合は、シートで覆います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	土砂などが露出して飛散のおそれがある場合は、シートで覆います。
27	建築物などの解体の際には、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を近隣住民のしやすい位置に提出し、市長にも報告します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存建築物がないため該当なし。
28	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、徹底な飛散防止措置を行います。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存建築物がないため該当なし。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下			
29	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗料容器の洗浄後は適正に処分します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗料容器の洗浄後は適正に処分します。
31	土壌汚染の状況を調査し、汚染物質の拡散防止措置を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	土壌汚染の状況を調査し、汚染物質の拡散防止措置を行います。

取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32 地盤改良の際は、土壌や地下水を汚染しない工法を採用します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	地盤改良の際は、土壌や地下水を汚染しない工法を採用します。
33 周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物		
34 アスファルトを溶融させる際は、煙害の配慮、高熱温度管理など臭気対策を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、煙害の配慮、高熱温度管理など臭気対策を行います。
35 現場では廃棄物などの焼却は行いません。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	現場では廃棄物などの焼却は行いません。
36 粉体を扱う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他の有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、増減汚染とならないよう適正な処置を行います。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存建物がないため該当なし。
37 仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
地域の安全安心に貢献します。		
38 近隣自治会などから地域の交通情報の聞き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聞き取りを行い、出来る限り十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
39 児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40 夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を遮断するなどの対策を講じます。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を遮断するなどの対策を講じます。
41 登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組めます。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組めます。
42 近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。		
省エネルギー		
43 エネルギー効率のよい機器の導入などにより、工事に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限りエネルギー効率のよい機器の導入などにより、工事に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源		
44 建設発生土は現地での堆積処理に使用するなど、残土の発生を抑制します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設発生土は現地での堆積処理に使用するなど、残土の発生を抑制します。
45 資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
快適な環境づくりに貢献します。		
景観		
46 仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、出来る限り景観面にも配慮します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
4) 仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の環境美化		
48 工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49 建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和		
50 夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路などに行水を行います。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	水道水以外の用水確保出来る目途なし。
地域との調和を図ります。		
工事説明・苦情対応		
51 近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施も適宜、状況と今後の予定をお知らせし、理解を得るよう努めます。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施も適宜、状況と今後の予定をお知らせし、理解を得るよう努めます。
52 工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを周知するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを周知するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮		
53 工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吉江合小学校・さゆり幼稚園の通園・通学に勿して、出来る限り工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
54 騒音、振動、通風、採光などに特製の配慮をします。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り騒音、振動、通風、採光などに特製の配慮をします。
周辺の事業者との調整		
55 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するよう努めます。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するよう努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。		
55 大規模建築物の稼働期間内及び大規模建築物の建設期間中の省エネルギーについて	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	延床面積5000㎡未満で対象外のため実施しません。
57 空調、照明、給湯、昇降機などの設備について、蓄熱率や省エネルギー型の製品を採用します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	延床面積にて設置する照明灯2台をLED照明とします。
58 太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーを活用します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	本物件の規模及び経済性より活用は考慮しておりません。
59 エネルギー効率の高い冷暖房設備、コーンシェーシェーション、ヒートポンプシステムなどの導入を検討します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	積極的に地域冷暖房導入は難しい。経済性よりコーンシェーシェーション及びヒートポンプシステム導入を検討しております。
60 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機、冷蔵庫、冷凍機など)を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時漏出)が発生しないよう安全設計に配慮します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空調機設置後、冷媒の漏洩の無いよう気密試験を行います。
61 採光や通風性の考慮や断熱性能向上とさせることで、建築物のエネルギー負荷を削減します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	採光バルコニーを設置することで、日射量の調整を図ります。
62 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を築きます。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を目指します。
63 リサイクル製品、副産物などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	リサイクル製品を一部採用することを検討します。
64 高炉セメントなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	製造に要するエネルギーが少ない建設資材等の利用を検討します。
自然環境を保全し、みどりを確保します。		
65 事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	既存樹木の調査を行い、利用可能な樹木の一部保存を目指します。
66 地域のシンボルとなっていた大きな樹木は、できるだけ伐採を避け、既存の樹生や地形を活かして設計します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	既存樹木をできるだけ保存するよう努力します。
67 既存の樹生や地形を改変する場合は、移植などにより既存の樹生の保全を図るとともに、表土は適切に保護し、植栽などに利用します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存樹木の解体の際に表土が搬出されている。
68 事業計画地に隣接する緑地などがある場合には、緑地などを開放して配慮するなど、生物の生息空間の保全に努めます。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	隣接する緑地と連携するよう計画地周辺部を緑化するよう努めます。
69 駐車場の緑化を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	駐車場周辺の緑化に努めます。
70 草刈、草花移植、バラック緑化などを行います。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	雑草管理の問題から実施は見送ります。

取組事項		実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	開発により生じた法面に対して緑化を行います。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	今回の開発により新たな法面は生じていません。
72	植栽計画は、地域に合わせた在来樹種を選定します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽計画は一部在来樹種を選定するよう努めます。
水循環を確保します。			
73	雨水を利用する設備(雨水タンク、雨水貯留など)を導入し、水資源を有効に利用します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	津波用途上、蓄積者の事故防止の為、雨水再利用導入は考慮しておりません。
74	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を設置します。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	雨水貯留型施設の設置をします。
75	オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	雨水貯留型施設の設置をするため、浸透性のある舗装は採用しません。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
76	空調機などの騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機種の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音規制法、府条例に基づいて空調機等騒音発生機種の低騒音型機種の採用及び設置場所配慮による騒音、振動対策を検討します。
77	近くに幹線道路や鉄道があり騒音の影響が考えられる場合には、予め窓などに防音サッシを設置します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	幹線道路や鉄道からの振動騒音が確保されている。
78	周辺環境への自動車排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。
79	近隣への臭気、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣と近接した位置に窓、換気扇、排気口、廃棄物置場を設置しないよう努力します。
80	ボイラー、タービン、エンジンなどの燃焼を伴う場合は、万全の排気ガス対策を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	燃焼機器の選定に際しては、排気ガスの少ないものの採用を検討します。
81	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明については、近隣住民に対する光害防止を考慮した計画を目標とします。
82	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽光の反射については、設置の際に光の影響を抑制します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	太陽光の反射が大きくなるものの採用は行わないよう努力します。
83	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用するよう努力します。
84	周辺に教育施設、福祉施設や医療施設がある場合は、騒音、振動、通風、採光などに特設の配慮をします。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	福祉施設(有老人ホーム)に対して、計画建築物をできるだけ敷地の中央に配置し、騒音、振動、通風、採光などにより配慮します。
中・高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)			
85	日照障害については、建築基準法の日照規制(敷外林地(商業と工業用地を除く)を含めた地域についての日照図を作成し、発生する日照を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照図を作成し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減を図る努力をします。
86	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生について、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
87 電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATVによる改善対策を行います。
景観まちづくりに貢献します。		
88 本市の自然美や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	千早ニュータウンのまちなみに調和したものとなるよう配慮します。
89 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行うよう努めます。
90 景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドラインなどに配慮した計画と設計を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインなどに配慮した計画と設計を心掛けます。
91 計画区域や誘導施設がおおむね1haを超えるときは、景観形成地区の指定について協議します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	敷地面積3404.40㎡のため対象外
92 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観誘導基準の住宅系用途地域に該当するため、基準内容に配慮するよう努力します。
93 屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進するよう努力します。
安心安全のまちづくりに貢献します。		
94 周辺状況に応じ、計画区域内において、歩行者が安全に通行できる空間を確保します。	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	計画地が道路の正面突き当たりとなり、駐車場が左右前方に分かれて歩行者動線と干渉し、車道スペース等で歩行者空間の確保が困難
95 災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	開て板のない遊歩が容易なバルコニーをできるだけ設置するよう努力します。
96 防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	正面玄関にオートロックシステムを採用し、安心安全に配慮した適切な整備を心掛けます。

